



PCB 廃棄物の早期処理に係る広報の取組 について一処分期間が最短で残り1年一

高濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下 JESCO)の全国5カ所の処理施設ごとに計画的処理完了期限が定められていることを踏まえ、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第10条において、保管事業者は高濃度 PCB 廃棄物の種類ごとおよび保管の場所の属する区域ごとに政令で定める期間内に、高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分し、または処分を他人に委託することが義務付けられています。特に中国・四国・九州・沖縄各県(JESCO 北九州事業所の事業対象地域)に保管されている変圧器、コンデンサーなどについては、平成29年度末までに JESCO に処分委託することが義務付けられており、本年3月31日(金)で処分期間の末日まで残り1年を迎えました。そこで、新たに普及・啓発のためのポスター及びチラシを作成し、関係省庁、都道府県市及び関係団体等において共同掲示・配布するとともに、SNS等の広報ツールを活用し、高濃度 PCB 廃棄物の一刻も早い処理の達成に向けた一斉広報を展開しました。なお、3月31日(金)以降も適宜情報発信が行われる予定です。

具体的な取り組み

(1) PCB 廃棄物及び使用製品の早期処理に関するポスター及びチラシの作成、共同掲示・配布

(2) 関係省庁及び都道府県市による PCB 廃棄物の早期処理に係る一斉広報

(3) PCB 早期処理情報サイトの大幅なリニューアル

(4) マスメディアを利用した広範な情報発信

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成29年3月30日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭

「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」改正及び意見募集の結果について

PCB 廃棄物処理基本計画において、低濃度 PCB 廃棄物の処理がさらに合理的に進むよう、課電自然循環洗浄法等の対象範囲の拡大について検討することが求められており、経済産業省及び環境省は、学識者、関係産業界等を委員とした「微量 PCB 廃棄物等の適正処理に関する研究会課電自然循環洗浄法ワーキンググループ」を開催し、これまでの洗浄法が変圧器全体のみを対象としていたのに対し、洗浄可能な部位別に洗浄を行う際の具体的な洗浄手順について検討を行い、改正をしました。

また、平成29年2月10日(金)から3月12日(日)までの間、意見募集が実施され、15件のご意見が寄せられました。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成29年3月31日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 7 物質を認可対象物質とする第 8 次勧告案について
意見募集](#)

[2. 認可対象候補物質として 2 物質を追加提案](#)

[3. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)

(北海道電力株式会社)

[4. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)

(中部環境ソリューション合同会社)



絶縁油中の PCB 分析における試験検査結果書並びに分析依頼用紙変更！

絶縁油 PCB 分析試験検査結果書に総重量の記載のご要望が増えていることから、この度、5月1日より、試験検査結果書と分析依頼用紙の記載内容を変更させていただき、総重量欄を追加させていただきました。新しい依頼用紙の記載例は下記 URL をご参照下さい。
<http://www.knights.jp/ana/pcb/pcbiraioushicm.pdf>

お問い合わせはこちら